

# 農業ひろさき

2020年4月1日 (第170号)  
(令和2年4月1日)

編集と発行：弘前市農業委員会

弘前市大字上白銀町1-1 前川本館3階 電話0172-40-7104



## 「農業者研修会」を開催 ■ 地球温暖化と21世紀の青森県農業

市農業委員会（成田繁則会長）は、2月18日、昨今の異常気象が農業に及ぼす影響（特にりんごと稲作）に関する「農業者研修会」を岩木文化センター「あそべーる」で開催しました。

研修会では、講師の弘前大学農学生命科学部の伊藤大雄教授から、青森県の気温や二酸化炭素濃度、降雪量・積雪深の推移が紹介されました。そしてそのデータに基づく当市の水稻栽培の将来予測として、「田植え時の水不足は心配されるものの、冷害の危険が低下し、収量の増加や一等米の収量が維持される」など話されました。また、りんご栽培に関しては、「開花時期の前進や、花芽不足、晩霜害の影響を受けやすく、また早生種の着色不良や貯蔵性の低下が懸念される」とする一方で「糖度アップや晚生種の大玉化による収量増も期待される」という予測を示しました。



その上で「青森県は様々な果樹の栽培適地となり、りんご王国から果樹王国になる可能性もある」と話し、参加者は、今冬の気候を気にかけながらも、今後の農業経営に安堵の表情を浮かべていました。



講演をする伊藤教授（右）

## 「弘前地区管内3地区認定農業者連絡協議会合同講演会」開催



2月18日、弘前地区管内3地区認定農業者連絡協議会では、岩木文化センター「あそべーる」で合同の講演会を開催しました。

「りんごをはじめとする農産物・食品輸出について」と題し、弘前大学農学生命科学部の成田拓未准教授が、日本産りんご輸出の現状や今後の展望について講演しました。

成田准教授は、「低年齢層の消費減少などにより、国内での需要は縮小することが懸念される」とした上で、「りんご販路の海外市場への展開は合理的なものであり、台湾向け輸出や新たな輸出先を拡大するためのブランド構築向け、高品質のりんごを厳選していくことが重要である」とし、参加した市内の認定農業者らは理解を深めています。

## ～農作業は焦らず、急がず、慎重に！～「春の農作業安全運動」展開中!!

県では、農業機械などによる事故を防止するため、春作業が行われる4～5月を重点期間として「春の農作業安全運動」を実施しています。

中南管内における令和元年（2019年）の農作業事故件数は8件で、主にりんご園での機械作業中に発生しています。農作業が本格化する春は、事故が起りやすくなります。

農作業には常に危険性が伴うことを認識し、「焦らず、急がず、慎重に！」を心がけ、安全に作業を行いましょう。

### ～農作業安全のポイント～

- ・一人で作業に出かけるときは、家族に場所と内容を伝える。
- ・長時間の連続作業を避けて、必ず作業の合間に充分な休憩を取る。
- ・は場への出入りや傾斜地では、周りの状況をよく確認して転落・転倒に注意する。
- ・脚立などを使用する時は、安定した場所に設置し、体の安定を保って作業を行う。
- ・機械の調整・点検、詰まり除去時はエンジンを停止する。また、服装を整え、機械に巻き込まれないように注意する。



脚立をしっかりと固定！

## 「養成事業」研修生募集のお知らせ

市では、次のとおり養成事業の研修生を募集します。  
研修受講をご検討の方はご相談ください。

### ①第32期青森県りんご産業基幹青年養成事業

◆研修内容 栽培技術・流通・経営・教養など

◆研修期間 令和2年7月～【2年間】

※原則、夏季、冬季に2～3泊程度の宿泊研修により実施します。そのほか、1週間程度の県外、海外研修などを含み、自己負担が発生します。

◆募集人員 30名程度

◆応募資格 概ね20歳から35歳のりんご栽培に従事している方で、将来りんごの自立経営ができる経営規模の方、またはそれに達しようと努力している方など。

青森県りんご協会の会員、もしくは家族会員である方。

### ②青森県りんご病害虫マスター養成事業

◆研修内容 りんご病害虫の発生予察から防除までの基礎知識及び応用技術など

◆研修期間 令和2年6月～令和3年3月

◆募集人員 20名程度

◆応募資格 概ね30歳から45歳のりんご栽培に従事している方で、将来りんごの自立経営ができる意欲のある方。青森県りんご協会の会員、もしくは家族会員である方。本人または世帯員が、りんご共済や収入保険に加入していること(※領収書または加入証書を添付)

●申込み方法 応募資格をご確認のうえ、青森県りんご協会地区支会長の推薦をもって申し込みとなります。

地区支会長は、申込期日までに推薦書を提出してください。

●申込締切 5月1日(金)

※応募多数の場合は選考となります。

■問い合わせ・申込先 りんご課生産振興係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7105

## 農業労働力雇用環境整備支援事業

農業経営者などが行う労働力確保を目的とする住宅の修繕や、園地などへの仮設トイレ設置に係る経費を支援します。

◆対象者 経営面積が1ha以上の個人農業者、農地所有適格法人、農業協同組合のいずれかであり、雇用者や研修生の確保を目的として、住宅などを修繕または改修して3年以上利用する方、または園地などへ仮設トイレを設置する方。

◆補助金額 (1) 住宅などの修繕または改修に係る経費の3分の1、または50万円のいずれか少ない額  
(2) 仮設トイレ購入に係る経費の2分の1、または10万円のいずれか少ない額

◆必要書類 (1) は修繕などに係る見積書、(2) は購入金額が分かる書類と印章(認印可)をご持参のうえ、農政課までお越しください。

■問い合わせ先 農政課計画推進係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7102



## 家族経営協定 調印式



今回の調印式で協定を結んだのは、

白濱裕介さん・彩子さん夫妻で、目指す農業経営の実現に向かって取り組むことを誓いました。今回の締結により本市での協定締結家族は147組となりました。

家族経営協定は、家族での話し合いから始まるので経営改善や女性農業者の地位確立などにつながります。また、認定農業者制度の共同申請や農業者年金の加入にあたり保険料の国庫助成、制度資金の活用などのメリットがあります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7104

## りんご黒星病対策事業

### ●【りんご黒星病耕種的防除対策事業】

落葉処理や黒星病に感染した摘果・摘葉の処理に要する事業費に対して補助します。

◆対象者 農家、農家で構成された2戸以上の団体、農地所有適格法人

### ●事業内容

#### ①耕種的防除支援事業

・対象経費 人件費、業者または他者への作業委託費(食糧費を除く)、機材リース費

・補助率 1/2(面積に応じて上限あり)

#### ②モデル実証・啓発事業

同一エリアにある2件以上の農業者の園地を、障がい福祉事業所等に作業委託し、当市が行う耕種的防除啓発活動に協力すること。

・対象経費 人件費、業者または他者への作業委託費(食糧費を除く)、機材リース費

・補助率 9/10(上限10万円)

### ○作業委託可能な障がい福祉事業所

事業所名	所在地	電話番号
エイブル	若葉2丁目	37-9060
N-STAGE	城東4丁目	26-7100
就労サポートひろさき	熊嶋字龜田	82-5770
チョコ・ドーナツ弘前	清水3丁目	55-8769
つながり芸術館 バナナの樹	城東3丁目	090-9531-1131
ゆいまある	藤代字平田	39-1955
りんごの里	高杉字尾上山	99-1871
ワークランド茜	自由ケ丘4丁目	32-2128

※上記事業所等は、市ホームページに「耕種的防除センター」として掲載しています。作業希望日や、経費などご相談ください。

### ●【りんご黒星病発生防止対策事業】

園主の同意を得た放任園内の放任樹の伐採、伐根及び撤去を行う地域の団体に対して補助します。

◆対象者 組織及び運営に関する規約などがある地域の団体

### ◆補助金額

・放任園状況調査・伐採などに係る交渉経費(定額) 15,000円

・放任樹処理対策経費 実支出額または①、②のいずれか低い額

①伐採18本以上/10ヶ所あたり 44,683円

②伐採18本未満/10ヶ所あたり 1本につき 2,482円

■問い合わせ先 りんご課生産振興係 ☎ 40-7105

農地利用最適化推進委員または農業委員へ

農業経営の方針や家族一人ひとりの役割、休日の取り方などについて家族で話し合って取り決める「家族経営協定」の調印式が、2月26日に弘前市役所で行われました。

弘前市家族経営協定調印式



## 農業経営士・青年農業士紹介

令和元年度に県から、農業経営士・青年農業士に認定された本市の農業者2人を紹介します。

地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の農業経営士は14人、青年農業士は22人となります。

### 農業経営士



三上 優  
(熊嶋)

### 青年農業士



溝江 翼  
(湯口)

## りんご園の農薬使用について

農薬散布時には、周辺の他作物や、一般住宅、学校などに飛散しないよう、風の向きや強さ、散布の時間帯に細心の注意を払いましょう。

また、近くの住民や農家へ散布日時、使用する農薬などについて、時間的余裕をもって立看板や直接連絡による十分な周知を行いましょう。

近隣に、学校・通学路がある場合は、学校や保護者などにも連絡しましょう。

防除暦に定められた散布時期、回数、薬剤の種類や使用方法などをしっかり守りましょう。



■問い合わせ先 りんご課生産振興係（市役所前川本館3階）

☎ 40-7105

## 令和2年度農地賃借料情報

農地の賃貸借契約を締結する場合の目安にしてもらうため、農業委員会では、平成31年1月から令和元年12月までの賃貸借契約における市内の水田や樹園地などの賃借料を集計した参考賃借料情報を提供します。

～農地の賃借料を決める際にご活用ください。～

### 1 田（水稻）、樹園地の部

参考地区	区分	実績面積 (ア-)	すべての賃貸借			
			件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10ア-当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
水稻複合型地区 (和徳・豊田・堀越・藤代・大浦)	田（水稻）	3,217	71	21	11,200	2,100～22,000
	樹園地	84	3	1	8,400	2,300～19,400
果樹主作型地区 (清水・千年・裾野・相馬)	田（水稻）	1,513	31	9	11,100	8,000～22,000
	樹園地	1,479	23	6	5,900	2,200～11,400
果樹複合型Ⅰ地区 (弘前・東目屋・新和・船沢・岩木)	田（水稻）	2,174	32	29	15,100	3,000～28,300
	樹園地	666	10	—	8,300	3,400～15,000
果樹複合型Ⅱ地区 (高杉・石川・駒越)	田（水稻）	2,927	53	34	13,100	2,500～25,100
	樹園地	1,824	32	4	8,400	2,500～12,000
弘前市全域の合計及び平均	田（水稻）	9,831	187	93	12,600	
	樹園地	4,053	68	11	7,700	

### 2 畑（普通野菜・花き等）の部

参考地区	実績面積 (ア-)	すべての賃貸借			
		件数 (件)	左のうち、賃借料が 金銭以外の件数(件)	賃借料平均額 (10ア-当たり)(円)	最低額～最高額 (円)
弘前市全域	7,541	67	—	6,400	1,800～14,800

※上記の表は、平成31年1月から令和元年12月までの1年間に結ばれた賃貸借契約について集計を行い、参考賃借料として示したもの。

※平均額には、金銭以外で賃借料を支払ったものも金額換算して算入しています。

※各金額欄は、100円未満を四捨五入しています。

※金銭以外での支払いは、田が米で、樹園地はりんごが主なものとなっています。



■問い合わせ先 農業委員会農地係（市役所前川本館3階） ☎ 40-7104

# 令和2年度 健診・ドックの実施について

体の異常の早期発見と早期治療のため、健診を毎年受けましょう。

今年度から、板柳町の一部医療機関でも国保特定健診及び後期高齢者健診を受診できるようになります。

健診名	対象	料金	実施期間
国保特定健診・後期高齢者の健診	国民健康保険に加入している40歳以上の人、または後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (健診には約1万円の費用がかかりますが、受診券を使用することで年度内1回に限り、無料で受診できます。)	4月25日～ 令和3年3月15日
国保人間ドック	次のいずれにも該当する人 ○国民健康保険に加入している40歳以上の人 ○国民健康保険料の滞納がない世帯の人	4,250円 <u>令和2年度より自己負担額が250円増額になります</u> (年度内1回。国保特定健診が含まれ、同時受診となります。また、検診内容や年齢により自己負担額が増減することがあります。)	4月15日～ 令和3年3月15日 ※4月1日から予約を受け付けます。
国保脳ドック		5,000円 (年度内1回。国保特定健診または国保人間ドックとは別に受診できます。)	4月1日～ 令和3年3月31日
後期高齢者の歯科健診	後期高齢者医療制度に加入している人	無料 (年度内1回。受診券はありませんので、被保険者証をお持ちください。)	5月1日～ 令和3年3月31日

◆国保脳ドックは検査項目の見直しを行い、今年度から検査項目が変更になりました。

詳細は『令和2年度健康と福祉ごよみ』をご覧ください。

■問い合わせ先	・【国保特定健診・国保人間ドック・国保脳ドック】 国保年金課国保健康事業係 ☎ 35-1116	
	・【後期高齢者の健診・後期高齢者の歯科健診】 国保年金課後期高齢者医療係 ☎ 40-7046	

## 山火事に注意!

春は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。

山火事の原因は、たき火やたばこの不始末によるものが多く、私たちの注意で防ぐことができます。

=火を取り扱うときには、次のことを守るようにしてください=

- ①枯葉などがある火災の起きやすい場所では、たき火をしない。
- ②強風・乾燥注意報などが発令されているときは、火気の使用を控える。
- ③たばこの火は確実に消し、吸い殻の投げ捨てをしない。

## 農地の権利移動・転用等の申請締切は

毎月27日(休日等の場合は前日)です。

申請内容は、翌月の総会で審議され決定します。また、書類がそろわないと受理できない場合がありますので、申請は、お早めにお願いします。

■問い合わせ先 農業委員会農地係 ☎ 40-7104

## 農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	994	堀越字柳田219 他1筆	田	保全管理	3.05a	交渉次第	
	995	川合字岡本109	田	"	4.94a	交渉次第	
	1000	新岡字萩流 160-9	畠	"	7.02a	交渉次第	貸借も可 無償~6千円
	1002	館後字館後 147-237	畠	休耕	10.33a	交渉次第	貸借も可
	1007	小沢字井沢 106-67	畠	"	125.81a	交渉次第	貸借も可
	1009	松木平字松元 4-45他1筆	原野	"	9.29a	交渉次第	貸借も可
	1010	松木平字松元 4-97	原野	"	10.84a	交渉次第	貸借も可
貸したい	1011	十面沢字清水森 112	畠	休耕	19.28a	交渉次第	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。

### ■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係(市役所前川本館3階) ☎ 40-7104

②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎ 82-3111内線611

③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎ 84-2111内線805